

■ 被災証明書の手続きは済んでいますか

■問合せ ・被災証明書、見舞金について … 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664
 ・義援金について … 財政課 ☎41-2507 FAX 41-2552

被災証明書は、住家の被害の程度を証明するものです。被災に伴うさまざまな支援を受けるときに、必要となる場合があります。床下浸水世帯についても、被災証明書の交付を受け、「準半壊に至らない（一部損壊）」以上の判定区分であれば、義援金を支給します。床下浸水の被害にあわれた世帯で、被災証明書の申請をされていない場合は、福祉課障害福祉担当へご相談ください。

● 申請に必要なもの

身分証明書（免許証など本人確認ができるもの）／代理人が申請する場合は、委任状
 ※被災写真がある場合は、あわせて持ってきてください。

福岡県災害見舞金の申請期限が延長されました

被災証明書の判定で「半壊」以上、または「床上浸水」が対象です。対象となることが見込まれる場合は、11月末日までに被災証明書の申請をしてください。

■ 所得税等の軽減等に対する相談会を開催します

■問合せ 税務課 市民税担当 ☎41-2608 FAX 41-2552

災害により住宅・家財等に損害を受けられた方は雑損控除等の適用により、所得税や市県民税の所得割が軽減される場合があります。令和2年分確定申告の事前準備として、災害を受けられた際の雑損控除、災害減免法等に関する手続きの相談会を、大牟田税務署および九州北部税理士大牟田支部と共同で開催します。新型コロナ対策のため、事前申込による人数制限を行います（40分ごと約10名を予定）。

※出席を希望される方は、11月16日(月)までに税務課へのご連絡をお願いします。

※申込時には、当日の来場時間帯も確認します。

◆会場および開催日

いずれも、時間は
午前9時30分～

三川地区公民館	11月19日(木)・20日(金)・29日(日)
駛馬 //	11月27日(金)
三池 //	11月30日(月)
労働福祉会館	12月2日(水)・3日(木)・6日(日)

◆ご持参いただく書類

①被災証明書（必須）

②被害を受けた住宅・家財・車両等の明細（資産内容、取得時期、取得価格、面積等）

が分かるもの（契約書、領収書、登記事項証明書など）ならびに浸水の程度が分かる写真

※当該書類がない場合は不要ですが、所有する住宅が被災された方は、固定資産税納税通知書を持参していただくか、または事前に「名寄帳」（同居家族以外の名義は戸籍等が必要な場合があります）を税務課証明窓口で取り寄せて準備しておいてください。これにより簡便法による計算が可能となります。なお、「名寄帳」は、被災証明書を持参いただければ手数料無料（令和3年3月31日まで）で交付しています。

③被害を受けた資産に対する修繕費、取り壊し費、除去費などが分かるもの（請求書、領収書など）

④損害に対し保険金等によって補填される金額が分かる書類（支払通知書など）

⑤令和2年分の所得税確定申告をスマートフォン等での電子申告を希望される方は、電子申告に必要なIDとパスワードを発行しますので、運転免許証等の本人確認書類

■ 被災代替家屋および被災代替償却資産の特例について

■ 問合せ 税務課 資産税担当 ☎41-2609 FAX 41-2552

豪雨災害により滅失・損壊した家屋または償却資産の所有者が、これらに代わるものを取得・改築等した時には、固定資産税・都市計画税が減額される場合があります。これらの特例を受けるには申告が必要です。

▶ **対象者** 被災資産の所有者(共有者を含む)

▶ **被災資産の要件**

- 令和2年7月豪雨災害により滅失・損壊した家屋または償却資産
- ・家屋は原則として、2割以上(半壊以上)の被害を受けていること
- ・取り壊しまたは売却等の処分がなされていること

▶ **代替(適用対象)資産の要件**

- 被災資産に代わるものとして取得・改築(改良)された資産
- ・原則として、種類(用途)または使用目的が同一であること

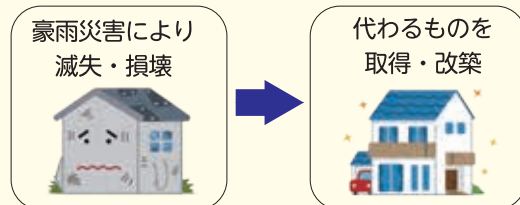
▶ **取得期限**

令和2年7月6日～令和7年3月31日に取得(中古を含む)・改築(改良)されたもの

▶ **減額対象範囲**

代替資産を取得した年の翌年度から4年度分に限り、家屋においては固定資産税・都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分を、償却資産においては固定資産税の課税標準額を2分の1に減額します。

被災代替家屋の例



固定資産税等の減免申請
しましたか？

2割以上の被害を受けた固定資産
に対する減免措置もあります。
忘れずに申請してください。

■ 7月豪雨災害に伴う被災者の方の相談会を開催します（事前予約制）

■ 申込み・問合せ 市民生活課 ☎41-2601 FAX 41-2621

7月の豪雨災害でお困りの市民の皆さんを対象に、相談会を開催します。住宅のことや生活資金のことなど、何か困りごとがありましたら、ぜひお越しください。相談料は無料です。

また、当日は、り災証明書の申請も受け付けます。

■ 開催場所、日時（予約時に時間を決定します）

会場	とき	時間
吉野地区公民館	11月25日(水)	午後1時30分～5時
えるる	11月29日(日)	//
三川地区公民館	12月1日(火)	//

- ・電話による事前申込みは、**11月20日(金)まで**
- ・新型コロナ対策のため、1組2名まで、30分までです。

▶ 相談会

事前申込みが必要です。当日受付も可能ですが、事前申込者が優先となります。

- 公的資金を活用した住宅の解体・修理に関する相談（申請書の受付はありません）
- 公営住宅等の一時提供に関する相談（申込みの受付はありません）
- 生活福祉資金貸付制度に関する相談（申請書の受付はありません）
- 災害に関する法律相談（住宅ローンや借家関係、災害による近隣トラブルなど）

※福岡県弁護士会、NPO法人大牟田ライフサポートセンター協力

▶ り災証明書の申請受付

- 事前の申込みは不要です。

相談会（イメージ）

